

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程等の改正について

【概要】

令和5年10月1日から、建築物等の解体等工事を行う場合は、大気汚染防止法施行規則第16条の5に基づき、有資格者による石綿事前調査が義務付けられこととなっているが、令和8年1月1日から、工作物に係る解体等工事についても、有資格者による石綿事前調査を義務付ける。これに伴い、関連告示の改正を行う。(大気汚染防止法施行規則の改正は別途行われる予定。)

そのため、工作物の事前調査に必要な資格者(環境大臣の定める必要な資格を有する者)の規定を整備する。(令和5年3月27日施行)

また、工作物のうち、観光用エレベーターの昇降路の囲いには、石綿含有建材が使用されている可能性が高いことが判明したため、特定工作物(石綿含有建材が使用されている可能性が高いものとして、環境大臣、厚生労働大臣が定めている。)に追加する。(令和5年10月1日施行)

①工作物の解体等工事に係る有資格者による石綿事前調査の義務付け

(令和8年1月1日施行)

②工作物の事前調査に必要な資格の整備

(令和5年3月27日施行)

③観光用エレベーターの昇降路を特定工作物とする

(令和5年10月1日施行)